

高齢者肺炎球菌感染症の予防接種を希望する方へ

市では、高齢者の肺炎の発病や重症化を予防することを目的に、接種を希望する方に対し費用の一部を助成します。

高齢者肺炎球菌感染症の予防接種を受けることは、義務ではありません。あくまでも本人が希望する場合に限ります。接種の必要性や副反応などをよく理解した上で接種を受けてください。

本人の意思確認ができない場合は、接種を受けることはできません。気になることや分からないことがありましたら、接種を受ける前に医師や担当課へご相談ください。

肺炎球菌感染症とは

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。日本人の約3~5%の高齢者では鼻や喉の奥に菌が常在しているとされます。これらの菌が何らかのきっかけで進展することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症を起こすことがあります。

ワクチンの効果

肺炎球菌には90種類以上の血清型があり、定期接種で使用される「ニューモバックスNP（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）」は、そのうちの23種類の血清型に効果があります。この23種類の血清型は成人の侵襲性肺炎球菌感染症（※）の原因の約4-5割を占めるという研究結果があります。「ニューモバックスNP（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）」はこの23種類の血清型の侵襲性肺炎球菌感染症を4割程度予防する効果があります。

※ 肺炎球菌予防接種は不活化ワクチンです。

定期接種対象者

接種当日に座間市に住民登録があり、下記の①または②に該当する方、ただし、過去に1回でも接種したことがある方は、対象外です。

- ① 65歳の方（66歳の誕生日の前日まで）
- ② 60歳から64歳までで、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方で身体障害者手帳1級に該当する方

接種券

予防接種を受ける際は、市が交付する接種券と被保険者証を医療機関窓口を持参してください（接種券は回収します）。

- ①の方： 誕生日月の翌月10日ごろに接種券を交付します。
 - ②の方： 接種を希望する1カ月前までに、市に接種券交付申請を行い、接種券を取得してください。郵送でのやり取りは3週間程度かかる場合がありますので、余裕をもって申請をしてください。
- ①②いずれも接種券に記載の有効期間内に接種を済ませてください。

接種時自己負担金 接種券に記載

接種時に医療機関の窓口にお支払いください。

接種時自己負担金の特例（免除）

生活保護受給の方および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方は、負担金が免除となります。

接種場所

市が指定する協力医療機関で接種を受けてください。

※協力医療機関以外での接種は、全額自費となり市からの払い戻しはありません。

<協力医療機関以外での接種>

対象者が、高齢者施設などへ入所しているため、協力医療機関以外で接種を受ける場合は、助成制度があります。事前に申請が必要となりますので、接種を受ける前にご相談ください。事前の申請がない場合は、全額自費となります。※申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

持ち物

接種券と被保険者証、マイナンバーカード（マイナ保険証または資格確認証）を医療機関窓口を持参してください（接種券は回収します）。

接種時負担金の特例（免除）を受ける方は、生活保護受給証または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給決定の本人確認証

<同意書>

肺炎球菌感染症の予防接種予診票の署名欄に自署できない方は、代筆者（健康被害が起こった場合、その責任を取れる方）が予診票に必要事項を記入してください。また、認知症等で意思確認が難しい方は、同意書が必要となります。同意書は、家族またはかかりつけ医が記入を行ってください。

接種ができない方

以下の方は、接種を受けることができません。

- この予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがある方
- 高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの対象者にあつては、同じワクチンを受けたことのある方
- その他、予防接種を行うことが不適切な状態にあると医師が判断する方
- 発熱している方
- 重篤な急性疾患にかかっている方

接種する際に注意が必要な方

以下の方は、接種にあたって注意が必要なので、あらかじめ医師に相談してください。

- 心臓、腎臓、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する方
- これまでに、予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発疹などのアレルギー症状があった方
- けいれんを起こしたことがある方
- 免疫不全と診断されている方や、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- 23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方
- 妊婦または妊娠している可能性のある方

注意事項

稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様反応、血小板減少、ギランバレー症候群、蜂巣炎様反応等が報告されています。その他、以下のような副反応の報告があります。

| 報告頻度 | 5%以上 | 1~5% | 1%未満 | 頻度不明 注) |
|-------|-------------|---------------|--------|---------------------|
| 全身症状 | | 倦怠感、違和感、悪寒、発熱 | ほてり | 無力症 |
| 筋・骨格系 | | 筋肉痛 | | 関節痛、関節炎CK (C PK) 上昇 |
| 注射部位 | 疼痛、熱感、腫脹、発赤 | 硬結 | 掻痒感 | 可動性の低下 |
| 精神神経系 | | 頭痛 | | 感覚異常、熱性痙攣、浮動性めまい |
| 呼吸器 | | | 咽頭炎、鼻炎 | |
| 消化器 | | | 悪心 | 嘔吐、食欲減退 |
| 血液 | | | | リンパ節症・リンパ節炎、白血球数増加 |
| 皮膚 | | | 皮疹 | 蕁麻疹、多形紅斑 |
| その他 | | ALT (GPT) 上昇 | 腋窩痛 | 血清病、CRP上昇 |

注) 自発報告あるいは海外において認められている

※新製剤および旧製剤で認められた副反応を記載

※ ワクチン接種後30分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合は速やかに医師へ連絡してください。当日の入浴は問題ありませんが、激しい運動は控えてください。

予防接種後の副反応について

- 主な副反応は、接種部位の症状（痛み、赤み、腫れなど）筋肉痛、だるさ、発熱、頭痛などがあります。
- また、稀に見る重い副反応としては、アナフィラキシー様反応、血小板減少、ギランバレー症候群、蜂巣炎用反応が報告されています。
- 接種後に気になる症状や体調の変化が現れたら、すぐ医師に御相談ください。

予防接種健康被害救済制度

予防接種は、感染症を予防するために重要なものですが、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めてまれではあるものの、副反応による健康被害をなくすことはできないことから、救済制度が設けられています。

制度の利用を申し込む時は、予防接種を受けた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。定期接種の副反応による健康被害が生じ、国が因果関係を認めた場合には、予防接種法に基づく救済が受けられます。

詳しい情報は、[厚生労働省ホームページ「高齢者の肺炎球菌ワクチン」](#)をご確認ください。

座間市 健康医療課

電話 046-252-7995

FAX 046-255-3550